

区民運動「おおたクールアクション」推進連絡会
規 約

第1章 基本的事項

第1条 (名称)

この会の名称は、区民運動「おおたクールアクション」推進連絡会(以下「連絡会」という。)とする。

第2条 (設立)

連絡会は、第3条に掲げる目的を達成することをめざし、区民運動「おおたクールアクション」に賛同する団体・事業者の代表並びに区(以下「賛同団体」という。)により設立した地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第40条第1項の規定に基づく任意団体である。なお、連絡会の事務局は、大田区が行う。

第3条 (目的)

連絡会は、区民運動「おおたクールアクション」が掲げる活動スローガン(3つの柱)を達成するため、区民・団体・事業者・区が主体的に省エネルギー・3R・グリーン購入(環境にやさしい製品の購入)等を実践し、取組みを共有(見える化)、発信することで脱炭素社会を実現することを目的とする。

第4条 (会長)

連絡会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長は、連絡会の会務を総理し、副会長はそれを補佐するものとする。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長の任期は、原則として2年とする。なお、再任は妨げないものとする。

第5条 (幹事会の設置)

連絡会を運営する組織として、幹事会を設置する。なお、幹事会の運営に必要な事項は別に定める。

- 2 本規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は幹事会にて決定する。
- 3 幹事会の事務局は、大田区が行う。

第6条 (総会)

連絡会の活動の方向性等を確認するため、年1回、総会を開催する。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができ

る。

- 2 規約の改定等、総会の議事は、賛同団体(委任状出席を含む)の概ね半数以上で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の規定は、第1項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「賛同団体」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った賛同団体」と読み替えるものとする。

第2章 連絡会への参加方法

第7条 区民運動「おおたクールアクション」への賛同登録

区民運動「おおたクールアクション」及び第3条に賛同する団体・事業者は、賛同書を提出することで賛同団体となり、連絡会の構成員となることができる。

- 2 連絡会は必要に応じて、賛同団体に対して団体の概要及び活動状況等を示す資料の提出を求めることができる。
- 3 賛同団体は、登録内容に変更があった場合は、その旨を幹事会に届けなければならない。
- 4 賛同団体が賛同の取り消し及び連絡会からの退会を希望する場合は、その旨を連絡会に届け出なければならない。
- 5 賛同書及び賛同登録に係る書類は返却しない。また、文書の保存期間は賛同団体としての効力を失った日から1年間とする。

第8条 (賛同の不承認)

連絡会は、賛同書を提出した団体が次のいずれかに該当する場合は、賛同を承認しないことができる。

- (1) 賛同書並びに添付書類に不備がある場合
 - (2) 登録内容及び活動内容に虚偽又は不正が認められる場合
 - (3) 活動内容が不適切であると判断される場合
 - (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54条)に規定する暴力団に該当する事業者・団体若しくは代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる団体等と判断される場合
 - (5) 団体等の活動又は取組内容が連絡会の活動目的又はその方向性に合致していないと判断する場合
- 2 連絡会は、賛同を不承認とする場合は、団体等に対し、その理由を記した文書をもって通知しなければならない。

第9条 (活動報告)

賛同団体は、活動をした翌年6月30日までに1年間の活動を総括する活動報告書を連

絡会に提出しなければならない。

第10条（賛同承認の取消し）

連絡会は、賛同団体が次のいずれかに該当する場合、賛同承認を取り消すことができる。賛同承認が取り消された団体等は、以降、連絡会の賛同団体であることを公表することはできない。

- (1) 団体等が解散又は倒産した場合
- (2) 団体等及びその代表者等が法令又は公序良俗に反する行為をした場合
- (3) 第9条で規定する活動報告書を2年以上提出しなかった場合
- (4) 連絡会の活動目的に反する行為を行った場合又はその疑いがあると認められる場合でかつ連絡会からの是正に従わなかった場合
- (5) その他、連絡会又は事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められた場合

第3章 活動の共有・公開

第11条（活動報告会）

連絡会は、賛同団体間での情報共有を図るため活動報告会を開催する。活動報告会は、特段の理由がない限り、広く区民等・事業者に公開する。

第12条（普及啓発）

連絡会は、区民運動「おおたクールアクション」を広く区民に浸透させるため、賛同団体の活動状況を公開するとともに、必要な普及啓発活動を実施する。

- 2 賛同団体は、可能な範囲で前項に定める活動に協力するものとする。

附則

（施行）

本規約は、令和2年8月7日から施行する。

（施行）

本規約は、令和4年9月1日から施行する。

（施行）

本規約は、令和7年4月1日から施行する。